

## 平成30年第2回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成30年3月7日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成29年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 議案第 4号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 5 議案第 5号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例を廃止する条例
- 第17 議案第17号 羽幌町老人保健医療に関する条例を廃止する条例
- 第18 議案第18号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）
- 第19 議案第19号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第20 議案第20号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第21号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第22 議案第22号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
 第23 議案第23号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 第24 議案第24号 平成29年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）  
 第25 議案第 3号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例  
 第26 議案第25号 平成30年度羽幌町一般会計予算  
 第27 議案第26号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算  
 第28 議案第27号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算  
 第29 議案第28号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計予算  
 第30 議案第29号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計予算  
 第31 議案第30号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算  
 第32 議案第31号 平成30年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算  
 第33 議案第32号 平成30年度羽幌町水道事業会計予算  
 第34 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 村田定人君  | 2番 金木直文君  |
| 3番 阿部和也君  | 4番 船本秀雄君  |
| 5番 小寺光一君  | 6番 熊谷俊幸君  |
| 7番 平山美知子君 | 8番 磯野直君   |
| 9番 逢坂照雄君  | 10番 寺沢孝毅君 |
| 11番 森淳君   |           |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 町長                          | 駒井久晃君 |
| 副町長                         | 江良貢君  |
| 教育長                         | 山口芳徳君 |
| 監査委員                        | 鈴木典生君 |
| 農業委員会会長                     | 高見忠芳君 |
| 会計管理者                       | 三浦義之君 |
| 総務課長                        | 飯作昌巳君 |
| 総務課<br>電算共同化推進室長<br>兼電算管理係長 | 金子伸二君 |
| 総務課総務係長                     | 伊藤雅紀君 |
| 総務課職員係長                     | 門間憲一君 |

地域振興課長	酒井峰高君
地域振興課主幹兼政策推進係長	木村和美君
地域振興課広報聴係長	木村謙彦君
財務課長	大平良治君
財務課財政係長	葛西健二君
財務課税務係長	山川恵生君
町民課長兼住宅係長	室谷眞二君
町民課総合受付係長	蟻戸貴之君
町民課町民生活係長	熊谷裕治君
町民課環境衛生係長	山田太志君
町民課住宅係主査	村上雄也君
福祉課長	今村裕之君
福祉課子ども係長	宇野延仁君
福祉課国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	更科滋子君
健康支援課地域包括支援センター室長	奥山洋美君
健康支援課介護保険係長	金丸貴典君
健康支援課保健係長	村上達君
建設課長	三上敏文君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
建設課管理係長	更科信輔君
上下水道課長	宮崎寧大君
上下水道課主任技師	吉田吉信君
上下水道課管理係長	逢坂信吾君
上下水道課業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課農政係長	佐々木慎也君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
農林水産課水産林務係主査	嶋元貴史君
商工観光課長	熊木良美君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	大西将樹君
天売支所長	敦賀哲也君

焼尻支所長	棟方富輝君
学校管理課長	春日井征輝君
兼学校給食センター所長	
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課長	渡辺博樹君
兼公民館長	
体育振興係長	
社会教育課社会教育係長	高橋司君
学校給食センター主査	宮嶋真奈美君
農業委員会事務局長	高橋伸君
選挙管理委員会事務局長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	杉野 浩君
書記	土清水 彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

10番 寺 沢 孝 毅 君            1番 村 田 定 人 君  
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第1号 平成29年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成29年度定期監査報告（第3次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、平成30年1月22日から1月24日までの3日間にわたりまして、農業委員会、農林水産課、商工観光課、上下水道課、建設課の5機関を対象に、船本監査委員とともに実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、諸帳簿に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取り扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計73件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で140人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略させていただきます。

3ページをごらん願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は45件で、補助金額は1億9,810万1,416円であります。前年度と比較して、特に水産業で天売水産物鮮度保持施設整備事業の5,340万円が増となりましたことから、全体では約8,089万円増加しております。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕、次のページをお開き願います。②、業務委託につきましては記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

次の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況につきましてもごらんのとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

5ページをごらん願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。管理頭数は合計560頭で、前年同期と比較し13頭の増となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計82件、融資残額は3億9,581万9,000円で、利用率は56.55%となっております。

(2)、契約状況につきましてはごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

7ページをごらん願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入2,770万8,435円、支出2,336万1,809円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は434万6,626円となっております。

次の(4)の焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務委託の契約金額は4,455万円であります。なお、営業・配電事業及び諸費用につきましては実績精算額となっており、収入済額の合計は3,687万942円であります。

(5)、商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は66件で、内容は労働関係2件、商工関係35件、観光関係29件で補助金額の合計は7,030万7,959円で、交付済額は5,838万3,333円となっております。

8ページをお開き願います。(6)、観光施設等入り込み状況では、昨年度と比較し6,256人の減の15万5,697人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況及び(8)の勤労青少年ホーム利用状況は記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

9ページをごらん願います。建設課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において、土木につきましては前年度より5,945万760円増加し、1億7,732万1,960円となっております。これは、主として羽幌小学校改築(外構)工事7,013万5,200円の増によるものであります。建築におきましては、前年度より2億3,081万1,960円減少し、9億1,725万6,800円となっております。これにつきましては羽幌小学校改築工事の平成29年度分が5億674万9,000円で、前年度分より4億728万7,000円減少したことなどによるものであります。また、今年度につきましては現年災であります二股沢川の復旧工事等により、災害で5,809万3,200円増加しております。

次の10ページをお開き願います。(2)の道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(3)、建築確認申請状況であります。12月末現在の新築及び増築合わせた件数は19件で、表の右下、増減欄では前年度より新築で1件の増、増築は増減がゼロのため、合計で1件の増となっております。

11ページをごらん願います。(4)、町道舗装整備状況では、実延長は前年度と変わりありませんが、舗装延長が市街地区で13メートルの減となっております。これは、上羽幌大達布線の改良工事により減となったものであります。舗装率は、全体で昨年と同じく53.0%となっております。

(5)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度から変更はありません。

12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道、(1)、契約状況、次の13ページ、2の下水道事業、(1)、契約状況につきましては、ごらんをいただくことにより説明は省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の次に平成14年度から29年度までの年度別水洗便所改築戸数を記載しております。前年度と比較しますと18戸減少し38戸で、累計では1,920戸となっております。②、資金あっせん状況では、29年度における12月末現在での貸し付けは1件、80万円で、累計では33件、貸付金額の総額は2,309万円となっております。次の15ページをごらん願います。③、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅等の合計件数は15件で、補助金交付額は345万円となっております。

次に、3、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で平成29年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 平成29年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第4号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第4号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第4号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、指定居宅介護支援等の事業に係る人員などの基準等を市町村の条例で定めることとされたため制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例。

条文について説明させていただきます。第1条は条例を制定する趣旨について、第2条はこの条例において使用する用語の定義について、第3条は申請に当たっての事業者の資格について、第4条は基本方針として自立した日常生活を営むことが可能なよう指定居宅介護支援事業者が利用者に対して配慮すべき事項等を定めております。なお、指定居宅介護支援事業者とは、要介護認定者にケアマネジメントサービスの提供を行う事業者をいいます。

次のページをお開きください。中段からで、第5条は従業者の配置基準について、第6条は管理者の配置、資格及びその兼務可能な範囲について定めております。

次のページから2ページにわたります。第7条、指定居宅介護支援事業者のサービ

ス提供に際し、文書による内容説明及び同意を得るなどについて定めており、またその手法に関しインターネット、CD-ROM等の記録媒体の活用や保存方法に関して規定しております。

次のページをお開きいただき、第8条は提供拒否の禁止について、第9条はサービス提供困難時の対応について、第10条は受給資格などの確認について、第11条は要介護認定の申請に係る必要な援助について、第12条は事業所の職員が業務を行う上で身分を証する書類を携行すること、また求めにより提示しなければならないことについて規定しております。

次のページをお開きください。第13条は利用料などの受領について、第14条は保険給付の請求のための証明書の交付について、第15条は指定居宅介護支援の基本取り扱い方針について、ケアマネジメントを行うに当たり配慮すべき事項を定めております。

次のページから5ページにわたります。第16条、指定居宅介護支援の具体的な取り扱い方針を30号まで規定しております。各号のそれぞれの説明につきましては省略をさせていただきます。

次のページをお開きいただき、第17条は法定代理受領サービスに係る報告の仕方について、第18条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、利用者がほかのケアマネジメントサービス提供事業者の利用を希望した際など、円滑な事業者の意向がかなうよう必要な書類等の交付義務について定めております。

次のページをお開きいただき、第19条は利用者が介護保険法に定める利用者の果たすべき努力及び義務を放棄し、みずから要介護状態を悪化させるような行動や不正受給の意思を認めた場合の市町村への通知について、第20条は管理者の責務について、第21条は運営規程で定めておかなければならない事項について規定しております。

次のページをお開きいただき、第22条は勤務体制の確保などについて、第23条は必要な設備及び備品の備えについて、第24条は従業員の健康管理について、第25条は運営規程の概要や勤務体制など重要事項の掲示について、第26条は秘密の保持について定めております。

次のページをお開きいただき、第27条は事業所の広告の内容が虚偽または誇大であるとはならないことについて、第28条は事業者等からの利益収受の禁止などについて、第29条は苦情への迅速かつ適切な対応や記録の保存等処理の仕方について、次のページをお開きいただき、第30条は事故発生時の対応について、次のページをお開きいただきまして、第31条は事業所ごとに経理を区分すること、また事業の会計とその他の会計とを区分しなければならないことについて、第32条は整備しなければならない記録の範囲及び保存期間について、第33条は法人格を持たない事業者が行う基準該当サービスに関する準用について規定をしております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第

16条（第20号に係る部分に限る。）（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。

経過措置、第2条、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第4号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） ただいまの説明では、介護保険法が一部改正されて、そのことによって介護保険法の中にあつた部分的なものを市町村で条例化してきちっと定めなければならなくなったというような意味合いで聞き取ったのですが、先般常任委員会でも国の国民健康保険だとか、そういうものの制度に絡んでいるんな説明ありましたが、この部分については何か私初めて聞くような気持ちでいるのですけれども、もしも私の勘違いであればお許してください。

ただいまの説明では、条文にかかわる内容が中心だったものですから、具体的にどのようなケースが当てはまるのかとか、これまで介護保険で扱っていたどういった部分が今回提案された条例に移るのかとか、よく理解できませんので、具体的なケースもちょっと持ち出しながらご説明をいただいて、理解をしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 具体的ケースといっても多岐に、条例だけで何十ページですから、どこの部分をとと言わないと、全て具体的なケースに合わせるというのはちょっとやっぱり説明が難しいと思いますので、まず何点か、1点でも何でもいいのですけれども、具体的なケースを提起してもらって答弁いただきたいと思いますが、お願いします。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それでは、最初の質問につけ加えて、これは指定居宅介護支援という言葉が条例のタイトルにも使われていますけれども、この部分に参入しようとする事業者のさまざまな規定なのだろうというふうに思います。指定居宅介護支援というのは具体的にどのような内容を指すのか、まずは教えていただければと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 一番最初のご説明がちょっと足りなかったのかなと思い、大変申しわけないと思います。この制定されましたのは、今まで介護保険法の中で道が指定をしておりました事業所について、4月からは道ではなく市町村で条例を定めて、市町村の指定を受けなさいということになったものですから、そのために今まで北海道が指定していた条例に倣い、町として条例を定めたものでございます。

指定居宅介護支援事業者というのはどういうものかということだったのですけれども、これはケアマネジメントを行う、具体的に町内で申し上げますと社会福祉協議会、それから萌福祉サービスが事業の対象となって、現在は道の指定を受けております。それが4月

以降は、町が申請を受けて指定をしなければいけないというふうに変ったということでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それでは、解釈として今まで社会福祉協議会等が行っていた内容は特段変わるわけではないけれども、いわゆる許認可をするのが道から市町村に移ったためにこういう条例が必要になったという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） そのとおりでございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第5号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第5号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案理由は、平成30年4月1日から開始される国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、別途お配りしております新旧対照表により説明をさせていただきます。表の左側が現行条文、右側が改正後の案となっております。

まず、第2条第1項でございますが、ここでは国民健康保険税の課税額について規定されております。課税額につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、この3つの合算額であり、現行条文はこれを1つの文章で記載をしております。改正後につきましては、新たな国民健康保険制度における財政運営の責任主体が北海道となりますことから、これを明確にするとともに、先ほど述べました3つの課税額につきまして第1号から次のページの第3号にまで分けて記載をしております。

次に、第2条第2項から第4項でございますが、改正後の第1項では3つの課税額についてそれぞれの号で示されることから、該当する号数を加えるほか、字句の整理を行っております。

次に、3ページの下段のほうになりますけれども、第5条の2、第1号でございますが、引用する法律について第2条第1項第1号で明示したことから、番号等を削るものでございます。

最後に、最終のページになりますが、第24条の3、第1項第5号でございますが、これは国民健康保険税の減免対象に刑事施設に収容されている者を追加するものでございます。これは、再犯防止の観点から、被収容者の出所後の生活の原資が損なわれないよう減免規定のない市町村については検討願いたいとの国からのあっせんがあったものでございます。北海道国民健康保険運営方針では、保険税の減免については今後各市町村での標準化を進めることとされておりますが、運営方針の見直しは3年ごとであり、国のあっせんの趣旨からも早期に減免対象とすべきとの考えから、今回改正するものでございます。

以上の説明をもちまして改正条文の朗読は省略をさせていただきますが、施行期日は平成30年4月1日としており、この規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までについては従前の例によるもの附則を設けております。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第6号 羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案理由であります。国民健康保険の新制度移行に伴い、市町村の保険給付に要する費用は都道府県からの交付金により賄われるため、市町村で保険給付費の増加に備えた準備金は不用となりますが、国からの通知、国民健康保険制度の改正に伴う財務の取り扱いについてにおきまして、市町村基金につきましては年度当初の安定的なキャッシュフローを確保するために活用されるものであるということが示されたことから、本町にも当該基金には保有額があり、今後の国保会計の安定的な運用に活用するために改正しようとするものであります。

議案下段をごらんください。羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例（昭和46年羽幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

第1条では設置の目的につきまして文言を改め、第6条において処分をすることのできる範囲を改めることにより、国保会計全体について当該基金の活用が可能となるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第7号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長(今村裕之君) ただいま上程されました議案第7号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年羽幌町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

第8条では、現在全ての保護者に交付している支給認定証について、希望があった場合に限る任意交付化と改正されたことに伴い、引用条項の追加を含め改めるものであります。

第15条第1項第2号では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第7号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第8号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長(今村裕之君) ただいま上程されました議案第8号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う改正を行うとともに、平成20年度限りにおける特例事項に係る条文の整理を行うものであります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正内容は、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けていた従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の運用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものであります。

次のページをごらんください。羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町後期高齢者医療に関する条例(平成20年羽幌町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

資料1枚目の第3条第2号では、国保住所地特例者が75歳に達するに至った場合は従

前住所地市町村の後期高齢者医療の被保険者となるように改め、新たに第3号として65歳から74歳の国保住所地特例者が障がい認定を受けた場合には従前住所地の後期高齢者医療の被保険者となることを追加しております。

資料1枚目の下段より裏面の2枚目にかける附則第2条では、平成20年度限りの特例条項であったことから、これを削除し、附則第3条を附則第2条へ改めるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第8号について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第9号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法の一部改正に伴う改正を行うとともに、北海道国民健康保険運営方針に基づき葬祭費の支給額を増額するため改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険条例（昭和34年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町国民健康保険条例新

旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

第1章の章名、第1条見出し及び条文については、今回の法改正により市町村が行う国民健康保険という文言がなくなり、法令にない文言は使用できないこととなり、第2章の章名、第2条見出し及び条文につきましても同様に国民健康保険運営協議会の文言がなくなることから改めるものであります。

第6条では、国民健康保険の運営に関する統一的な方針として北海道で策定されました北海道国民健康保険運営方針において、葬祭費の支給額については道内どこの市町村に住んでいても共通の給付が受けられるよう支給金額を3万円に統一することが明記されたことから改めるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第9号について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この中の一番最後のほうにあるかと思いますが、1万円が今度3万円に増額されるという内容ですが、今の説明だと北海道のほうで決めたということですから、全国統一ではないのかどうかということと、これは国民健康保険の制度の中に組み込んだということは、ほかの保険制度もありますね。共済保険やほかの保険の中でも似たような規定があるのかどうか。これ直接この案件とはかかわりないかもしれませんが、ちょっとその辺の比較も知りたいと思ひまして、ご存じであればお聞きしたいと。

それと、もう一つ、葬祭費として出すのであれば、家庭の事情とか遺族の事情で葬儀を行わない家庭ももしあったとすれば、そういう場合には支給されないのかどうか、その辺もお願いいたします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） 答えいたします。

この支給額3万円につきましては、北海道が策定しておりますが、北海道とともに市町村がその内容について十分協議を行って、その中で支給額を3万円に決定するという内容となっておりますので、北海道以外はちょっとわかりませんが、北海道内は全部一律3万円となる予定になっております。

ほかの制度、共済だとか、社会保険側というのはちょっと把握はしていませんけれども、うちでやっている後期高齢者医療に関しましては葬祭費は同じく3万円という形になっております。

この支給につきましても支給は行った者に支給するという形になっておりますので、葬祭を行っていない方には支給されないこととなるという認識であります。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 関連して質問させていただきます。

今金木議員のほうから質問ありました3万円の関係、お答えでは葬儀をやった場合に支給するのだと。その葬儀をやった、やらないというのはどういう判断で、今私心配しているのは、家族葬がふえています。これからも家族葬がふえると思いますので、そこら辺ある程度きちっとしておかなければやっぱり不公平が生じると思いますので、その点ちょっとお答えいただきたいと。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えいたします。

葬儀を行ったというのは、ちょっとこれ北海道さんのほうにも確認はしているのですが、その地域性だとか習慣等があって、一律に規定を設けるのは難しいという判断で、各町村で判断してくださいということでありました。だから、家族葬であっても葬儀を行ったという形のものがかれば支給するという形でやっております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） お葬式というか、お通夜をするときに役場で確認するわけではありませんから、本当の家族だけで、お坊さんも呼ばないで、自分たちが例えば歌が好きだったので、音楽を流しながら送るというようなことも一つの、これ葬儀というのは一つの儀式かなというように私は思うので、それが町村で判断できるのであれば、できればそういうことをしていただきたい。それは、担当課長はやる、やらない言えませんので、駒井町長のほうからお答えいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 船本議員のご質問に答弁したいと思います。

これは、議員ご指摘のとおり、私自身もそれが正しいかどうかはわかりませんが、昨今そういった形の葬儀があれば、当然町民として住所等羽幌町にあるわけで、死亡診断書を持ってきて火葬の準備に入られるわけで、書類を出されるので、そのときに確認ができると思います。そのときにこういったことも処理されますので、担当課のほうで死亡診断書等を持ってきたときに、死亡届出したときに確認する体制をとりまして、家族葬でもやるということになれば当然出すものになってこようと思います。しかし、昨今後見人制度の場合は弁護士先生でも相続人が複数おられて、葬儀を出したことによって費用がかかった場合はもめごとになるというような状況もあるらしいです。ただ、そこでも火葬は火葬として行われますので、当然それも葬儀のうちに入るのかなということで、非常に突っ込んだご質問をいただくとその境目というのは灰色と言ったらいいのですか、難しいところだというふうには感じておりますので、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないかなというふうに感じておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長(森 淳君) 日程第10、議案第10号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長(更科滋子君) ただいま上程されました議案第10号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正等に伴い、第1号被保険者の保険料率に関する改正を行うとともに、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別紙で配付しております羽幌町介護保険条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

第7条の保険料率につきましては、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とし、実績、各推計値等を勘案した上で算出した全体の事業費を基礎とし、各区分の要件に基づいた介護保険料の額を算出したところ、現行の平成27年度から29年度までの保険料額と同額で保険運営が可能との見込みから、額に関する規定はそのままとし、対象となる年度についてのみ改定するものであります。

次に、第19条の罰則についてであります。近年全国的に65歳未満の第2号被保険者のサービス利用が増加してきておりますことや制度改正等によりサービスを利用するに当たり第2号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握する必要性が増してきている状況を受け、介護保険法で定める市町村の質問検査権の範囲が拡大されましたことから、第1号の文言を削っております。

羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護保険条例(平成12年羽幌町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第19条中「第1号」を削る。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

保険料率に関する経過措置、第2条、改正後の条例第7条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第11号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第11号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正されましたことから、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成27年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙で配付しております羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

第4条、基本方針の第4項では、障がい者福祉サービスの利用をしてきた障がい者が65歳に到達し、介護保険のサービスを利用する場合、障がい者福祉制度の相談支援専門員とケアマネジャーが連携に努める旨の規定を加えるものであります。

次に、第7条、内容及び手続の説明及び同意、第2項の改正及び次のページに行きまして、第3項を追加、3ページからの第33条、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針、第12号、第15号、第23号を追加しておりますのは、それぞれ利用者への説明責任、医療とサービス提供事業者との連携強化に関する新たな基準を加えるものとなっております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されましたことから、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の概要についてご説明申し上げます。1点目は、共生型地域密着型サービスの創設により、障がい者サービス利用者の高齢化に対応し、障がい者サービス提供事業者の指定を受けている事業者であれば介護の指定を受けられる基準を設ける改正となっております。この共生型地域密着型サービスは、5節として中に組み込んでおります。

2点目は、従来の介護療養型医療施設の転換施設として介護医療院が創設されておりますことから、事業所指定は市町村ではありませんが、市町村指定の地域密着型事業所との連携を図るため本条例にも文言を加えております。

3点目は、サービス供給量の増加や効率化を図るため、本体事業所とは別に設置基準が緩和されたサテライト型の看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置が可能となったことから、本体事業所の基準に倣い規定を追加しております。

条例全般にわたります文言の追加や改定を行う大きな改正は以上の3点となっております。

次に、サービス個々における改正の主なものを申し上げます。第4条では、従来申請対象者は法人に限られておりましたが、看護小規模多機能型居宅介護についてのみ、医療法の許可を受けて開設された診療所に関しては法人格を不要とする法令等の改正が行われたことから、本条の申請資格を改正しております。このほか宿泊室と病床との共存に関

しましても基準緩和が行われており、あわせて改正をしております。

同様に、第8条では定期巡回型、随時対応型訪問介護看護のオペレーターの経験年数や兼務可能時間帯の基準緩和、第61条の27では指定療養通所介護事業所の定員上限の基準緩和、第67条ではユニットケアを実施する指定地域密着型介護老人福祉施設に併設する認知症通所介護事業所の利用定員の基準緩和、第153条ではユニット型やサテライト型の従業員数や医師配置数の条件緩和を行っております。

新たな規制としましては、認知症対応型共同生活介護のほか、入居系サービスでの身体的拘束の措置について、第119条第7項とそれ以降で同様に追加をしております。

このほか167条の2以降で地域密着型介護老人福祉施設などの入所系サービスでは、入所者の病状の急変等への対応方針の策定を義務づける基準を追加する改正を行っております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第13号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第13号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部が改正されましたことから、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正の概要を説明させていただきます。条例全般にわたる文言の追加や改定を行う大きな改正としましては、従来の介護療養型医療施設の転換施設として介護医療院が創設されたことによるものであります。指定地域密着型サービスと同様に、事業指定は市町村ではありませんが、市町村指定の地域密着型事業所との連携を図るため、本条例においても文言を加える改定を行っております。

次に、サービス個々における改正の主なものを申し上げます。第10条においてユニット型の地域密着型介護老人福祉施設に併設する認知症対応型の通所介護の利用定員基準を緩和しており、第45条第6項では新たなサービスの創設等に応じ小規模多機能型居宅介護に併設または隣接するサービス事業所ごとの兼務可能なスタッフに関して規定を整理する改定を行っております。

新たな規制としましては、認知症対応型共同生活介護での身体的拘束等の措置を追加する改正を行っております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第13号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(森 淳君) 日程第14、議案第14号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長(室谷眞二君) ただいま上程されました議案第14号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)の一部改正に伴い、羽幌町営住宅管理条例で引用している部分に変更が生じたので、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

それでは、条文の朗読をいたしますが、別にお配りをしております新旧対照表も一緒にごらん願います。新旧対照表は、左が現行、右が改正案となっており、改正部分には下線を引いております。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

羽幌町営住宅管理条例(平成8年羽幌町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第14号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長(森 淳君) 日程第15、議案第15号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長(室谷眞二君) ただいま上程されました議案第15号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、現在羽幌町単独住宅として管理しております汐見団地の住宅1棟1戸は、平成4年に教職員住宅として建設され、光洋小学校が廃校となったことから平成19年に町営住宅、平成22年からは単独住宅として管理してまいりましたが、平成24年6月以降入居希望者もなく空き家状態であります。建物の傷みもひどく、修繕には多額の費用がかかることから、用途廃止をするため改正しようとするものであります。

それでは、条文の朗読をいたしますが、別にお配りをしております新旧対照表も一緒にごらん願います。新旧対照表は、左が現行、右が改正案となっており、改正部分には下線を引いております。

それでは、条文の朗読をいたします。

羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例。

羽幌町単独住宅管理条例(平成22年羽幌町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 汐見団地の項を削る。

別表第2 汐見団地の項を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第15号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長(森 淳君) 日程第16、議案第16号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長(更科滋子君) ただいま上程されました議案第16号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この事業は介護認定を受けていない高齢者などが生活援助、生活管理指導のためのヘルパー派遣、ショートステイやデイサービスを利用することにより、身体的、精神的な負担を軽減し、自立的生活の助長、社会的孤独の解消、心身機能の維持向上などを図ることを目的に実施してまいりました。介護保険法の改正により要支援1、2及びそれ以外の者につきましては介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされましたことから、4月からは総合事業として実施していくこととなり、本事業は終了するため条例を廃止しようとするものであります。

羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例を廃止する条例。

羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例(平成12年羽幌町条例第19号)は、廃止する。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第16号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（森 淳君） 日程第17、議案第17号 羽幌町老人保健医療に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） ただいま上程されました議案第17号 羽幌町老人保健医療に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第14条により、平成28年度以降の老人医療費は後期高齢者医療制度の医療費とみなすことに改正され、平成27年度の老人医療費をもとに平成28年度で老人保健交付金を精算し、平成29年度に老人保健拠出金を精算して老人保健制度が終了となることから、廃止するものであります。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町老人保健医療に関する条例を廃止する条例。

羽幌町老人保健医療に関する条例（昭和58年条例第1号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第17号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 羽幌町老人保健医療に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第24号

○議長（森 淳君） 日程第18、議案第18号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）、日程第19、議案第19号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第20、議案第20号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第21号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第22、議案第22号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第23号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議案第24号 平成29年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,316万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1億6,888万1,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了など執行による減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。2款総務費、一般管理費において役場庁舎等整備基金積立金1億円の補正は、今後の役場庁舎建て替えに向けた財源確保として積み立てるものでございます。

同じく、企画費においてまちづくり応援基金積立金1,100万円の補正は、まちづくり応援基金の増額見込みによるものでございます。

次に、4款衛生費、塵芥処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金2,037万3,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定等に伴う負担額の減額でございます。

次に、6款農林水産業費、畜産業費において畜産担い手育成総合事業委託料1億76万5,000円の補正は、国の補正予算を活用し、12ヘクタール分の草地改良を追加要望がある高台地区において実施するものでございます。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金1,016万7,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定等に伴う負担額の減額でございます。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。9款地方交付税において普通地方交付税1,773万2,000円の補正は、普通地方交付税の交付額決定によるものでございます。

17款繰入金において財政調整基金繰入金1億269万円の減額は、収支見込みから減額するものでございます。

このほか国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、それぞれの事業の確定による減額及び増額となっております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,127万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,203万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款保険給付費において一般被保険者療養給付費負担金99万5,000円の減額は、給付事業費の減額見込みによるものでございます。

6款介護納付金において50万7,000円の補正は、拠出金の確定に伴うものでございます。

8款保健事業費において特定健診未受診者対策業務委託料92万7,000円の減額は、対象者数の減少によるものでございます。

9款諸支出金において療養給付費等負担金返還金1,221万2,000円、特定健康診査・保健指導負担金精算還付金47万8,000円の補正は、額の確定に伴う返還金でございます。

歳入につきましては、ただいま説明いたしました各事業の確定に伴う減額及び増額となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,150万円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において療養給付費負担金250万円の補正は、被保険者の増加等に伴うものでございます。

歳入につきましては、ただいまご説明いたしました負担金額の確定に伴う増額となっております。

次に、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,917万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,723万7,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で2款保険給付費において介護サービス等給付費4,000万円の減額は、サービス利用者、利用対象者が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことによる利用者の減少が主なものであり、歳入については保険給付費の減額分に応じた国や道負担金、一般会計繰入金等を減額するものでございます。

次に、サービス事業勘定についてご説明申し上げます。歳出で1款総務費、事業管理費において694万9,000円の減額は、職員の中途退職に伴う人件費の減額でございませぬ。

2款事業費において介護相談員報酬131万1,000円の減額は、嘱託職員1名の勤務条件変更によるものでございます。同じく、居宅介護支援事業委託料91万6,000円の減額は、介護予防サービス計画作成委託件数の減少によるものでございます。

歳入につきましては、歳出の減額分に応じた一般会計繰入金を減額するものでございませぬ。

す。

次に、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,050万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,697万9,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において水洗便所改造等補助金152万5,000円の減額は、補助実績によるものでございます。

同じく、施設管理費において消耗品費450万円、下水汚泥廃棄物処理業務委託料280万円、下水汚泥運搬業務委託料230万円の減額は、執行見込みによるものでございます。

次に、2款事業費、下水道建設費において測量調査等委託料120万円、実施設計委託料160万円の減額は、予定事業量の減少によるものでございます。同じく、公共下水道整備工事請負費の3,310万円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定額の減額に伴うものでございます。同じく、水道管移設補償費190万円の減額は、補償工事の減少によるものでございます。

次に、3款公債費において元金償還金79万8,000円、利子償還金78万1,000円の減額は、平成28年度事業に係る起債借入額の確定等に伴うものでございます。

歳入につきましては、事業費の確定等に伴い予定していた補助金や一般会計繰入金及び町債費等を減額するものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ267万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,142万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款簡易水道費、水道維持費において旅費17万5,000円、役務費30万円、委託料30万円、工事請負費190万2,000円の減額は、それぞれ予定していた事業の完了に伴うものでございます。

歳入につきましては、事業費の確定に伴い予定していた一般会計繰入金等を減額するものでございます。

続きまして、水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において第1款水道事業費用、第1項営業費用で25万9,000円の補正は、人事院勧告に基づく給与制度の改正に伴う人件費の補正であり、予算の総額を1億9,984万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出において第1款資本的支出、第1項建設改良費54万2,000円の減額は、浄水場の受変電設備更新事業において工事監理委託料及び工事請負費の確定に伴い減額するもので、予算の総額を8,571万4,000円とするものでございます。

次に、継続費の補正でございますが、浄水場受変電設備更新事業につきましては継続事業として実施するものであり、先ほどご説明いたしました事業費の確定により補正後の年

割額を平成29年度では2,605万円、平成30年度では1億2,142万4,000円とするものでございます。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございますが、先ほど町長からの提案理由にもございましたが、国の補正予算を活用した高台地区での事業を含む草地改良につきまして平成30年度に繰り越して事業を実施することとなりましたことから追加するものでございます。

次に、20ページをお開き願います。1款議会費において旅費62万5,000円の減額は、会議日数の減少や行政視察の完了に伴うものでございます。印刷製本費60万円の減額は、議会だよりの印刷ページ減少によるものでございます。

次に、2款総務費、一般管理費において開基120周年記念誌作成委託料42万6,000円の減額は、入札執行によるものでございます。修繕料139万1,000円の減額は、庁舎ボイラーに関して当初膨張タンクの取りかえ修繕を予定しておりましたが、ボイラー本体の破損が判明したことから6月定例会において補正予算を組み、本体の交換工事に内容を変更したことに伴い減額するものでございます。理事者輸送業務委託料67万円の減額は、委託を予定しておりました町内事業者が人員確保等の関係もあり、受託が困難となったことから職員での対応に変更したことによるものでございます。

次に、財産管理費において委託料66万3,000円、工事請負費753万2,000円の減額は、入札執行等によるものでございます。

22ページをお開き願います。企画費において負担金補助及び交付金2,030万9,000円の減額は、国際交流支援事業ほか3事業につきまして事業の完了及び補助金の申請見込み等によるものでございます。

次に、自治振興費において集会所改修工事請負費26万7,000円の減額は、幸町コミュニティセンター外部改修工事に係る入札執行によるものでございます。

次に、交通安全対策費において交通指導員報酬20万円の減額は、出勤実績によるものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費において手数料14万8,000円の減額は、戸籍タイプライターの保守に関して機器の状況が良好であり、分解清掃が不要となったことによるものでございます。通知カード・個人番号カード事務委任事業交付金71万6,000円の減額は、カードの発行見込み数の減によるものでございます。電算事務委託料475万3,000円の減額は、住民基本台帳ネットワークシステム機器について本年2月に更新を予定しておりましたが、国のシステムが平成31年度に変更となる旨の通知がありましたこ

とから、今年度の更新を見送ったものでございます。

24ページをお開き願います。衆議院議員総選挙費において64万3,000円の減額は、事業費の確定により各経費の執行残を減額するものでございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において扶助費607万1,000円の補正は、障がい者自立支援事業及び障がい児通所給付事業に係る各種サービス等の利用実績等によりそれぞれ増減しておりますが、総額での増額補正となっております。障害者自立支援給付費国庫負担金返還金63万6,000円の補正は、過年度分国庫負担金について1事業所から給付費に係る過誤申請があったことから返還するものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金158万9,000円の減額は、保険基盤安定負担金等の決定に伴うものでございます。地域おこし協力隊報酬200万円、特別旅費17万1,000円、需用費28万5,000円、役務費7万9,000円、自動車借り上げ料24万円、地域おこし協力隊活動費補助金100万円の減額は、離島地区の福祉活動を目的とした協力隊員の募集を行っていましたが、応募がなかったことから執行残を減額するものでございます。

26ページをお開き願います。介護福祉費において老人福祉施設措置費310万円の減額は、措置対象者の減少によるものでございます。介護保険事業特別会計繰出金1,417万6,000円の減額は、介護サービス等給付費や職員人件費の減少によるものでございます。

次に、後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計繰出金84万4,000円の補正は、後期高齢者医療基盤安定拠出金の確定によるものでございます。

次に、児童福祉費において臨時保育士賃金21万4,000円の減額は、執行見込みによるものでございます。すこやか健康センター内部改修工事請負費60万円の減額は、入札執行によるものでございます。放課後健全育成事業給付費負担金256万8,000円の減額は、対象施設での事業未実施によるものであります。施設型給付費負担金87万6,000円の補正は、算定基準額改定に伴うものでございます。

次に、常設保育所費において障害児保育事業補助金171万6,000円の減額は、補助対象事業者での事業未実施によるものでございます。

28ページをお開き願います。児童措置費において扶助費1,145万円の減額は、児童手当給付事業の実績に伴うものであり、被用者児童手当で小学校修了後中学校修了前を除き減額となっております。なお、社会保険の対象となっている児童手当は被用者児童手当であり、社会保険以外の国民健康保険の対象となっている児童手当は非被用者児童手当となっております。

次に、4款衛生費、保健衛生費において町医療対策協議会負担金100万円の補正は、平成30年度に赴任予定である常勤医用の家具及び家電購入に係るものでございます。医師研究資金等貸付金450万円と助産師看護師修学資金貸付金300万円の減額は、貸付実績によるものでございます。

次に、健康センター運営費においてすこやか健康センター外部塗装工事請負費114万

9,000円の減額は、入札執行によるものでございます。股関節脱臼検診委託料39万5,000円、予防接種委託料930万円、がん検診委託料250万円の減額は、実績によるものでございます。妊婦・乳幼児健康診査扶助費218万7,000円、妊産婦安心出産支援費65万8,000円、任意予防接種扶助費212万7,000円の減額は、利用者見込み数の減少によるものでございます。

30ページをお開き願います。環境衛生費において天売火葬場管理人報酬38万8,000円の減額は、管理人不在によるものでございます。簡易水道事業特別会計繰出金178万1,000円の減額は、繰り出し対象事業の完了に伴うものでございます。合併処理浄化槽設置事業補助金110万1,000円の減額は、整備見込み件数の減少によるものでございます。

次に、塵芥処理費において需用費402万2,000円の減額は、光熱水費、修繕料ともに実績及び執行見込みによるものでございます。沈砂処理業務委託料113万1,000円の減額は、実績及び執行見込みによるものでございます。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において臨時職員賃金155万9,000円の減額は、再任用職員の配置に伴い臨時職員が未配置となったことによるものでございます。

次に、農地費においてダム管理業務委託料63万3,000円の補正は、施設内の整備補修等の増加によるものでございます。

32ページをお開き願います。野生動物対策費において天売海鳥保護対策業務委託料47万9,000円の減額は、野良猫不妊去勢施術業務等の実績及び執行見込みによるものでございます。通信運搬費40万2,000円の減額は、天売島猫飼育ボランティア確保対策事業として実施した天売島への交通費助成の実績によるものでございます。海鳥センター20周年記念事業補助金30万円の減額は、他の財源が確保されたことによるものでございます。

次に、水産業振興費において荷揚げ施設整備事業補助金150万円、貯氷庫冷却施設整備事業補助金135万円の減額は、補助対象額確定によるものでございます。

次に、7款商工費、商工振興費において雇用促進助成金144万円の減額は、実績によるものでございます。

次に、8款土木費、道路橋梁費において点検調査業務委託料316万3,000円、設計委託料830万9,000円の減額は、入札執行及び事業内容の変更によるものでございます。

次に、道路維持費において除雪機械等購入費492万3,000円の減額は、入札執行によるものでございます。

34ページをお開き願います。道路新設改良費につきましては、事業確定に伴い国庫補助金が増額となったことによる財源更正でございます。

次に、港湾管理費において施設整備委託料114万4,000円の減額は、羽幌港道路街路灯設置業務に係る入札執行によるものでございます。

次に、港湾建設費において国直轄港湾整備事業負担金1,908万3,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、都市計画管理費において下水道事業特別会計操出金1,724万9,000円の減額は、繰り出し対象事業等の減少によるものでございます。

次に、公園費において公園施設整備工事請負費200万円の減額は、バラ園再整備工事に係る入札執行によるものでございます。

36ページをお開き願います。住宅管理費において修繕料97万6,000円の減額は、執行見込みによるものでございます。公営住宅整備工事請負費316万8,000円、公営住宅解体工事請負費95万4,000円、町有施設下水道接続工事請負費262万6,000円の減額は、入札執行によるものでございます。

次に、住宅建設費において公営住宅建設工事請負費1,400万6,000円、移転補償費29万8,000円の減額は、入札執行等によるものでございます。

次に、10款教育費、事務局費において修繕料100万円の減額は、執行見込みによるものでございます。教員住宅整備工事請負費118万7,000円、設計調査等委託料234万3,000円、教員住宅整備工事請負費584万3,000円、教育施設解体工事請負費35万6,000円の減額は、入札執行等によるものでございます。

38ページをお開き願います。教育振興費において教育支援員報酬60万円の減額は、採用した支援員が町内在住者であったため、当初予定していた転入者用の家賃相当額を減額するものでございます。

次に、バス運行費においてスクールバス運行業務委託料50万5,000円の減額は、少年団等による臨時便の運行が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、小学校費、学校管理費において学校設備管理業務委託料113万3,000円の減額は、業務委託内容の見直しによるものでございます。学校設備等改修工事請負費157万1,000円の減額は、外部建具の改修方法を再検討することとし、実施を見送ったものでございます。小学校改修工事請負費1,070万2,000円の減額は、入札執行によるものでございます。

同じく、教育振興費において準要保護児童給食扶助費116万2,000円、要保護・準要保護児童学用品就学援助費113万3,000円、高度へき地修学旅行援助費5,000円の減額は、それぞれ実績等によるものでございます。

40ページをお開き願います。中学校費、学校管理費において義務教育教材・理科設備購入費43万4,000円の減額は、実績によるものでございます。

同じく、教育振興費において準要保護生徒給食扶助費50万円、要保護・準要保護生徒学用品就学援助費40万円の減額は、それぞれ対象者が減少したことによるものでございます。

次に、高等学校費、教育振興費において総額373万8,000円の減額は、天売高等学校生徒募集事業についておおむね本年度の事業が完了することから、各経費の執行を減

額するものでございます。

42ページをお開き願います。社会教育費において文化事業開催補助金60万円の減額は、事業完了によるものでございます。

次に、公民館費において廃棄物処理業務委託料97万2,000円の減額は、PCBを含有している照明器具の処分を予定しておりましたが、他の施設の調査完了後に一括して処分することとしたため、執行を見送ったものでございます。公民館改修工事請負費64万8,000円の減額は、入札執行によるものでございます。

次に、体育振興費において体育事業委託料106万1,000円の減額は、一部事業が未実施となったことによるものでございます。

次に、体育施設費において体育施設用器具等購入費59万5,000円の減額は、実績によるものでございます。

44ページをお開き願います。11款災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費において公共土木施設災害復旧工事請負費556万6,000円の減額は、施行箇所の確定及び入札執行によるものでございます。

同じく、河川災害復旧費において測量調査等委託料461万5,000円、草刈り委託料10万円の減額につきましても施行箇所の確定及び入札執行によるものでございます。

次に、12款公債費において元金償還金140万円、利子償還金1,054万9,000円の減額は、平成28年度事業に係る町債借入額の確定及び一時借入金の実施見込みの減によるものでございます。

次に、13款諸支出金、職員給与費において一般職給338万4,000円、社会保険料200万円、退職手当組合負担金404万5,000円の減額は、執行見込みによるものでございます。

次の46ページ、47ページにつきましては、給与費明細書の状況でございます。ごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正予算内容でございますが、国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして私からの説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第18号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）について歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行います。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 2款総務費についてお伺いします。

ページでいうと21ページです。今回積立金として役場庁舎等整備基金の積み立てに1億円の補正ということで、基金に積むという解釈なのですが、まず質問の前に昨年、過去3年ぐらいでもいいですけれども、毎年どれぐらい基金を積んできたかというのがもしわかれば教えてください。

○議長（森 淳君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） お答えいたします。

これまで当基金についての積み立てという部分につきましては、過去3年ぐらいですと運用している利息を積んでいる程度で、例えば年間5,000円ですとか6,000円ですとか、その程度の積み立てだけでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 今総額でどれぐらい基金がたまっているかわかりますか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

28年度末という形でご報告させていただきますけれども、28年度末で庁舎等整備基金でいきますと6,340万5,334円という形になっております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 考えると、今まで6,000万積んでいて、毎年何千円か、来年度の予算でいくときっとこれも利息分なのか、6,000円ぐらいの予算で出てくると思うのですが、今年度に関しては1億と。今まで積んでいた以上のものをそこに積む、その理由がもしあれば。予算が余って潤沢にあるので、積むのか、それともその辺何でこの時期に1億必要になってくるのかということをお願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の質問にお答えいたします。

なぜ6,000万あるところで、倍以上の1億かというご質問と思いますが、このことは庁舎がもう四十数年、昭和45年に建てられて、47年ほどになるのです。それと、ただ古いというだけではなく、耐震構造がないというふうに診断を受けておりますことから、早急にやらなければならないと。また、振興局のほうでもそういった指導にも来

られております。それは、強制とか、そういうことではなくて、上部組織といいますか、上の北海道という立場でそういう指導も受けましたことから、積み立てをしていかないと頭金といいますか、そういったものが目の前に見えてこないというような状況になりますことから、今年度積むようにお話をしたところでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 公共施設マネジメントでも説明の中で調査の話は十分理解はしているのですけれども、ただいろんなやりとりの中で庁舎建て替えについては、計画上はのっていますけれども、ほかの事業もあるのでということで、がちりとした、何年と決まっていますよね。だから、自分としては急に1億ということなので、本当に早目にどこの建物の優先順位よりも高く、例えば5年以内にこれぐらい積まなければいけないから今年1億円という大きなお金を積むとか、そういう全体の長期的な計画の中で今回1億円を積むのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 計画としてはございません。ただ、簡単に言うと私の思いつきというような状況の中で、これは金額が小学校で14億でしたか、そういうような額になっていきますことから、目標として幾らというような状況ではなく、今年度できるのは幾らだということで最大限基金に積んだということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） これは、あくまでも当初予算ではなくて補正で、今の町長のお言葉をかりると思いつきで今回1億円を積むという、いろんな積み方はあると思うのです。財政調整基金ですとかほかの基金もたくさんある中で、もちろん必要性は感じてはいますが、長期的な計画がない中で今年に限って1億というのは今の説明では私は何か納得いかないのですけれども、もし追加の説明なりがありましたら。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、当初予算に基金を積むという形でいきますと、その分ほかの事業のほうにしわ寄せというわけではないのですけれども、なかなか難しいこともあろうと思います。今回執行残等々出てきた関係で、余剰という形で若干出てきたところがあります。この部分で、先ほど町長おっしゃいましたけれども、建て替えの部分、どうしても大きな金額がかかります。出たときにできるだけ積んでいきたいと。財調のほうとかになりますと最終的な余剰とかでも積んだりできますけれども、できるだけ庁舎の建て替え等に充てれる分をまず積みみたいと。あと、庁舎等の整備基金というところなのですけれども、役場庁舎だけではなくてほかの庁舎等々の改修のほうにも使える形になっておりまして、ここ何年かは使っていないのですけれども、修繕費とかにも充てる形になっております。そういった面もあって若干減ってきている部分もありますので、なるべく積めるときに積んでおきたいという町長の意向もありますので、今回補正で提案をさせていただきました。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 本当に積むことに関しては、これから必要なもので、それは理解します。国でもいろんな特別の庁舎、緊急で平成32年までですか、庁舎等を建て替えるための緊急的な交付金をつくったりですとか、そのためにある程度基金を積みなさいというものもあります。ある程度長期的な計画としてどれぐらい積む、先ほど学校は14億、18億ぐらいだと思うのですけれども、目標はどれぐらい積むために今何%、庁舎建て替えが20億かかるという最初の、結構数年前に言われたのですけれども、そのうちの1割なのか2割なのか、計画的に積み立てていくという中で今年1億というのでしたら自分も納得もするのですけれども、何かその辺がその年、その年によって、これから毎年計画的に、毎年1億ずつ積みればいいのですけれども、それはいろいろ予算と決算によって変わってくるとは思うのですけれども、たまたま今年だけ執行残が多かったので、1億円積みますよというふうにはならないのかなと私自身は疑問には思うのですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご質問の1億円がなぜかということですが、今課長が申し上げましたとおり執行残として余力のあるうちにそれを積むと。また、当初予算で思い切り1億削るといふようなことになりますと、各課で持っております経常費等にも響いてきますし、臨時費という中で新年度こういうものをやりたいということもできなくなるような形になりますことから、前々から私はこれで4年目ですからそういう話は逐次出していたわけですが、実行できないでいたことを今回見通しが立ったので、1億ということで、そういうふうなことで1億になったということで、特に議員がご心配しておられるような目標等はないのは事実でございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 1億って本当に小さくないと思うのです。1億という切りのいい数字で積みたいのかわからないのですけれども、例えば5,000万だけ積んで5,000万を次年度以降に使えるような形にすれば、町長がおっしゃるとおり来年度以降の予算にも反映できると思いますし、1億円の根拠、1億という余剰ができたから積んだのだと。必要なのはわかりますけれども、ほかのところではなくてなぜここに、目標もない中、長期的な目標でどれぐらいためたいというのがない中で、今余っていると言ったら変ですけれども、そのお金を積むというのはどうも、ほかの皆さんはわからないのですけれども、自分的には何かしっくりこないという部分があるのですけれども。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） しっくりこないのは考え方の違いと言ったらいいのでしょうか、私としては先ほど申し上げましたように10億かかるのか、20億かかるのかというような状況の中で、ためるものをためていかないと、建てると、また計画を進めるというふうなことになっていかないだろうというふうな今までの私の人生観の中で判断したことで、

これから計画を随時立てていかなければならないというふうなことは感じておりますが、まだそこまでは至っておりません。ただ、目標としての金額は100億というような状況ではございませんが、10億か20億か、そういった大きな金額で、それで単費でやらなければならないというような状況の中で頭金になるようなものが、私ができるのか、次の人か、それともまだ先の人かはわかりませんが、そういった手だてをしておかなければならないという思いで今回できるだけ1億という数字になったということで、私は別に1億にこだわったわけではございませんが、1億できたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 今全て単費ということですが、いろんな補助条件は自分はあると思ったのですけれども、その辺本当に100%単費で、特に今は自分先ほど言ったのはある程度三十何年までの期限つきのものなのですから、そういうのを活用していくのでないかなと勝手に思ったのですけれども、町長の話だと全て単費だという話だったので、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

確かに小寺議員おっしゃられるように、平成32年度まで公共施設等の適正化管理推進事業債というのは一応ございます。ただ、ご承知のとおり金額がかなり建て替えの部分にはかかりますので、その期間までには建て替えというのは難しいのではないかとというふうには考えております。そうすると、例えばそのときにその事業債がなくなれば、充てれるものとする防災拠点という部分であれば一部該当するような施設の部分は充てられるかもしれませんが、一般的な庁舎についてはその後充てれる財源なくなりますので、そういった点を考えると町長が今申し上げましたとおり単費でやらなければならない部分という形で考えておいて、必要な財源は確保しておいたほうが良いというふうには思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私もこの1億円の積み立てに関しては、中身がどうなのだろうかというふうに聞きたいなというふうに思っていました。町長先ほど小寺議員の質問に理由をお答えする中で、簡単に言うと私の思いつきという言葉が出てきました。それから、もう一つは、人生観という言葉が出てきました。それが1億円を積み立てる理由になるのかということで、私はもしもそういう言葉でこの1億円を積み立てるということであれば大変納得いかないというふうに思います。これまでの昨日の一般質問の議論の中でも町政懇談会で小中学生とのやりとり、町長はお金がない、財政が厳しいからできないということをお子たちにさんざん説明されたそうですけれども、そういう中で1億円の財源が余ったから庁舎建て替えに積み立てる。それが私の思いつきであり、人生観だという説明では、この議場で述べる言葉としてはふさわしくないのではないのでしょうか。私は、非常に今聞

いていて残念に思いましたけれども、町長、その辺いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私の答弁が言葉として不適切であるということでございますので、そのことは重々と感じて訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今回この予算の補正の中身を見ていますと、入札によって余ったお金とか、さまざまな性質のものがございます。中には、本来的に町の振興だとか、産業の発展、そういったさまざまな経済効果を狙ってつけていた予算が利用されずに余ったという中身も結構目立つのです。私は、そういうお金を余ったからといって単純に1億基金に積み立てていいのだろうかという気がいたします。さらに、そういう制度を有効に利用してもらえるような工夫をして、そしてそれらを次に使うとか、そういう工夫がやっぱりなければいけないのではないのでしょうか。そういう意味からもこの1億円の積み立て、そして今議論されたやりとりの中身を聞いていて、非常に私は愕然ときたのですけれども、その辺どんなふうにお考えでしょうか、町長。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私も議員をしていた時期にはいろいろと感じましたけれども、この時点で執行残というものは当然出てくるわけございまして、それに対してのご批判というものは真摯に受けとめなければならない部分はたくさんあると思っております。ただ、しかしながら年度終わりには当然そういうものは出てきますし、また無駄遣い等をしていいというふうにはなりませんので、余ったものは余ったように提出しなさいというふうに指導しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私は、余ったお金の中にもいろいろな余り方というのがあるので、それをさらに有効に町のためになるように精査して、そういうことが必要ではないかというお話をしております。今のお答えについては、それについての答弁とはちょっとなっていませんよね。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ですから、私は有効性という意味では、庁舎が古くなって耐震構造もないので、金額も大きいことからそこに積むように指示をしたところでございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算(第13号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成29年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成29年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成29年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成29年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第3号、議案第25号～議案第33号

○議長(森 淳君) 日程第25、議案第3号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例、日程第26、議案第25号 平成30年度羽幌町一般会計予算、日程第27、議案第26号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第28、議案第27号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第28号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第30、議案第29号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第31、議案第30号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第32、議案第31号 平成30年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第33、議案第32号 平成30年度羽幌町水道事業会計予算、以上9件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。

日程第25、議案第3号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長(春日井征輝君) ただいま上程されました議案第3号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明いたします。

平成30年3月6日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、北海道天売高等学校の通学困難な生徒に対し、居住場所の確保を目的として天売高校学生寮を設置するため制定しようとするものであります。

次のページをお開きください。条文を朗読させていただきます。

天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例。

(設置)

第1条 北海道天売高等学校(以下「天売高校」という。)の通学困難な生徒に対し、居住場所の確保を目的として学生寮を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学生寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 天売高校学生寮

位置 羽幌町大字天売字弁天16番地の1

(施設の管理運営)

第3条 学生寮は、羽幌町教育委員会が管理運営する。

(管理人等)

第4条 学生寮に管理人その他必要な者(以下「管理人等」という。)を置く。

(入寮定員)

第5条 学生寮の入寮定員は7人とする。

(入寮資格)

第6条 学生寮の入寮資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 天売高校に在学する生徒

(2) 教育長が特に認める者

(入寮許可)

第7条 学生寮に入寮しようとする者は、入寮許可を受けなければならない。

(退寮届)

第8条 入寮の許可を受けた者(以下「入寮者」という。)が退寮するときは、退寮届を提出しなければならない。

(使用料)

第9条 入寮者は、学生寮の使用料として月額40,000円を納入しなければならない。

次のページをお開きください。(損害賠償)

第10条 入寮者は、学生寮の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由によると認められる場合は、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第11条 学生寮の管理人等は、保有する個人情報及び学生寮の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、学生寮の管理運営に必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) 次に、日程第26 議案第25号、日程第27、議案第26号、日程第28、議案第27号、日程第29、議案第28号、日程第30、議案第29号、日

程第31、議案第30号、日程第32、議案第31号、日程第33、議案第32号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成30年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況については、個人消費や設備投資の持ち直しが継続しており、雇用、所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続いておりますが、国では経済の好循環をさらに加速させるための施策を講じることとしております。このような中、国の平成30年度予算につきましては、昨年12月22日に閣議決定され、本年1月22日国会に提出されました。その予算編成に当たり基本的な考えとして、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け新三本の矢に沿った施策を推進することが盛り込まれております。

第1の矢である戦後最大の名目GDP600兆円に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる施策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第2の矢である希望出生率1.8、第3の矢である介護離職ゼロに向けては、子育て、介護の環境整備等の取り組みを進め、国民一人一人の希望の実現を支え、将来への不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる取り組みが示されております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は86兆9,000億円で、前年度対比2,802億円、0.3%の増加となっており、地方交付税は16兆85億円で、前年度対比3,213億円、2%の減少、地方交付税の振りかえ措置としての臨時財政対策債は3兆9,865億円で、前年度対比587億円、1.5%の減少となっております。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は19兆9,950億円で、前年度対比3,800億円、1.9%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般財源総額は62兆1,159億円となり、前年度対比356億円、0.1%の増となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たっては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画等に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳入につきましては、主要な財源である地方交付税は、国の動向等を的確に把握し見込むこと、自主財源である町税は、経済状況を考慮しつつ、適正な滞納対策による徴収率の向上を図り、確実な収入を見込むものであります。また、後年度への財政負担を伴う町債の借入れにつきましては、有利な起債を優先し、事業内容に応じて借入れの判断を慎重にしたところでございます。さらに、基金の繰り入れにつきましては、一般会計においては特定目的基金を事業目的に応じて繰り入れし、財源不足については財政調整基金等の繰り入れを行っており、特別会計においては制度に基づき繰り入れを行っておりま

す。

次に、歳出であります。経常費については一定の予算枠を各課に配分し、その予算枠の範囲内で予算編成する枠配分方式を継続し、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性、金額などを査定する積み上げ方式により、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、所期の目的を達成した事業や必要性が低下した事業は廃止や縮小、凍結などを図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、公共施設の維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見きわめ、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小等による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであります。4点目には、町民の声、現場の声、住民ニーズへの対応であり、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施の効果や必要性を十分精査した上で予算に反映させるものであります。5点目は、予算編成過程の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのか、事業の選択と優先順位づけをどのように行ったのか、わかりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況ですが、一般会計68億1,200万円と6つの特別会計を合わせた予算の総額は94億9,600万円で、前年度対比6億3,810万円、6.3%の減少となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況ですが、地方交付税は29億8,606万3,000円、前年度対比7,393万8,000円、2.4%の減少を見込み、国庫支出金も羽幌小学校改築事業の減少により4億6,483万4,000円、前年度対比1億4,836万7,000円、24.2%の減少を見込んでおります。繰入金は7億9,537万4,000円、前年度対比1億2,915万3,000円、19.4%の増加は、財政調整基金繰入金の増加によるものでございます。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額48億8,278万7,000円、前年度対比1,320万6,000円、0.3%の減少で、臨時費では総額19億2,921万3,000円、前年度対比3億9,579万4,000円、17.0%の減少となっており、合計では4億900万円、5.7%の減少となったものでございます。

次に、平成30年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、民間賃貸集合住宅建設への補助やシングルペアレント移住雇用マッチング事業を継続し、移住定住促進を図ってまいります。また、都市間交流事業として、神奈川県海老名市との交流事業を継続するほか、札幌ベルエポック製菓調理専門学校との包括連携協定や北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定により地域活性化に向けたさまざまな取り組みを行ってまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師、看護師確保対策事業を継続

し、医師及び看護師などの確保を目指してまいります。また、子供の疾病予防として実施しておるおたふく風邪、ロタウイルス、インフルエンザの任意予防接種助成事業を継続するほか、新規事業として健診受診者等に対し町内で利用されているオロちゃんカードにポイントを付与する健康マイレージ事業に取り組み、健診への動機づけや受診率の向上、健康意識の向上を図ってまいります。子育て支援対策としては、子育て支援センターにおいて実施している子育て中の親子の交流事業や育児相談等を継続するほか、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査を実施いたします。また、新規事業として町内の保育施設に勤務しようとする学生に対し修学資金を貸し付けし、保育士の確保と充実を図ってまいります。生活環境では、空き家の改修や解体への補助を行う空き家対策事業や既存住宅の改修に補助する住宅改修促進助成事業を継続するほか、産業廃棄物埋め立て処分場の埋め立て超過に対する適正処理を行うため、新たな最終処分場の建設に着手いたします。道路関連では、道路ストック事業の結果を踏まえ、南6条通り舗装修繕工事等を行い、橋梁長寿命化事業も計画に沿って継続して取り組んでまいります。環境対策としては、新たに策定した羽幌町環境基本計画に基づく海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の実現に向けた取り組みに補助いたします。次に、産業振興でございますが、農業振興においては、アスパラ振興対策事業による品種更新や畜産担い手育成総合整備事業による高台地区の草地改良事業に取り組み、農畜産物の品質向上による農業所得の向上を図るほか、新規事業として焼尻めん羊牧場において酪農学園大学との連携によるめん羊飼養者育成事業を行い、将来の綿羊事業の担い手育成を図ってまいります。林業におきましては、森林の適正な管理を図るため、町有林整備事業や民有林除間伐奨励事業を継続いたします。水産業におきましては、後継者育成を図る新規就業者等育成事業や刺し網被害に対する支援を継続するほか、新規事業として外国人技能実習受け入れ支援事業を行い、漁業振興の充実を図ってまいります。商工業におきましては、地域資源を活用した6次産業化推進事業や販路拡大支援事業、人材育成支援事業など中小企業者への各種補助を継続するほか、新規事業として従業員住宅建設補助制度を設け、雇用環境の維持や定住促進を図ってまいります。観光振興におきましては、いきいき交流センターなどの観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部への補助を継続し、観光客の増加を図ってまいります。防災関連では、老朽化に伴う全国瞬時警報システムJアラートに係る受信機等の更新を行うほか、防災用資機材の確保も図り、災害対策を充実させてまいります。教育関連では、羽幌小学校改築事業の一環としてグラウンド整備を実施するほか、羽幌高等学校の魅力ある学校づくりへの支援として、通学定期券購入や入学準備費への補助を継続し、羽幌高等学校教育振興会補助事業の充実を図ってまいります。また、公民館施設管理事業として、大ホールの舞台照明設備の更新を行うなど、施設の充実を図ってまいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

す。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は10億6,700万円で、前年度対比1億3,300万円、11.1%の減少となっております。これは、国民健康保険制度の改正に伴い財政運営の責任主体が北海道へ移管され、共同事業拠出金が廃止となることが主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億3,000万円で、前年度対比1,100万円、9.2%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因でございます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は9億9,400万円で、前年度対比6,600万円、6.2%の減少となっております。これは、保険事業勘定の保険給付費において介護サービス等の給付費の減少が主な要因でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4億3,900万円で、前年度対比3,400万円、7.2%の減少となっております。これは、公共下水道整備工事等の減少が主な要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は3,800万円で、前年度対比610万円、13.8%の減少となっております。これは、天売簡易水道における設備改修工事の減少が主な要因でございます。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,600万円で、前年度対比100万円、5.9%の減少となっております。これは、起債償還額の減少が主な要因でございます。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,357戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,450万2,000円など、水道事業収益総額2億4,712万円に対し、支出では運転管理委託料など原水及び浄水費に6,013万3,000円、量水器取りかえ工事など配水及び給水費に4,687万5,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,285万1,000円、減価償却費に5,352万7,000円、企業債利息に1,481万4,000円など、水道事業費用総額は2億1,020万2,000円を予定し、収支差し引き3,691万8,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に1億3,329万4,000円、企業債償還金に5,472万8,000円で総額1億8,802万2,000円となりますことから、予定収入がありませんので、総額を損益勘定留保資金により補填しようとするものでございます。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存でございます。

以上が平成30年度一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計予算の概要でございますが、今後の行財政運営につきましても我が町の最上位計画である羽幌町総合振興計画を基本としつつ、羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略による地域活性化対策を推進

し、今後の公共施設の基本的な方針を示した公共施設マネジメント計画により、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理に努め、本町の身の丈に合った財政運営を確立させ、将来を見据えた健全財政を堅持していくことが重要であると考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で平成30年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

#### ◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第34、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、平成30年度予算関連議案並びに予算議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時54分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に6番、熊谷俊幸君、副委員長に4番、船本秀雄君と決定したので、報告いたします。

#### ◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算審議のため、これから3月9日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月9日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時55分）